

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	札幌市では健康増進法(平成十四年法律第百三号)に基づく健康増進事業として「札幌市がん検診」及び「札幌市歯周疾患検診」を医療機関に委託し、実施している。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表第一の76項により個人番号を利用することができるのは、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 については、特定個人情報ファイルを主務省令に定める以下の事務で取り扱うこととする。 ○「札幌市がん検診」及び「札幌市歯周疾患検診」に関し以下の事務を行う。 ・受診者管理等を行う業務 ・実施医療機関への委託料の支払いを行う業務 ・個別受診勧奨等、受診率向上に向けた施策を行う業務 ・統計業務
③システムの名称	札幌市検診情報システム
2. 特定個人情報ファイル名	
札幌市検診情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条 国保システムとの連携については、札幌市個人番号利用条例に規定予定
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局保健所健康企画課
②所属長	健康推進担当課長 石川 奈津江
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市総務局行政部行政情報課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階 札幌市保健福祉局保健所健康企画課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年11月5日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年11月5日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる